

1 議事日程（2日目）

〔令和2年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

令和2年2月28日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第4 議案第2号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第5 議案第3号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第6 議案第5号 財産の取得（史跡地）について
日程第7 議案第6号 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第8号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第9号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第11 議案第10号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第11号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第12号 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第13号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第14号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について
日程第16 議案第15号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
日程第17 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について
日程第18 議案第17号 令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第19 意見書第1号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番 | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番 | 舩越 隆之 | 議員 | 4番 | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番 | 笠利 毅 | 議員 | 6番 | 堺 剛 | 議員 |
| 7番 | 入江 寿 | 議員 | 8番 | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番 | 小島 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆 | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾 | 議員 |

13番 長谷川 公 成 議員

15番 門 田 直 樹 議員

17番 村 山 弘 行 議員

14番 藤 井 雅 之 議員

16番 橋 本 健 議員

18番 陶 山 良 尚 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長 楠 田 大 蔵

教 育 長 樋 田 京 子

総務部理事 山 浦 剛 志

市民生活部長 濱 本 泰 裕

観光経済部長 藤 田 彰

教 育 部 長 江 口 尋 信

市 民 課 長 池 田 俊 広

社会教育課長 木 村 幸代志

上下水道課長 佐 藤 政 吾

監査委員事務局長 福 嶋 浩

副 市 長 清 水 圭 輔

総 務 部 長 石 田 宏 二

総務部理事 五 味 俊太郎

都市整備部長 井 浦 真須己

健康福祉部長 友 田 浩

総務課長併
選挙管理委員会書記長 川 谷 豊

福 祉 課 長 田 中 縁

都市計画課長 竹 崎 雄一郎

観光推進課長兼
地域活性化複合施設太守府館長 友 添 浩 一

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮

書 記 芥 藤 正 弘

議 事 課 長 吉 開 恭 一

書 記 高 原 真理子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第5まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第5、議案第3号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。諮問第1号から議案第3号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第1号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第2号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第2号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第3号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第3号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第5号 財産の取得(史跡地)について

○議長(陶山良尚議員) 日程第6、議案第5号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第5号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第16まで一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第7、議案第6号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第15号について通告があつていますので、これを許可します。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 議案第15号について質疑をさせていただきます。

提案理由説明を先日受けましたけれども、これは市による最終的な法令解釈の上に立つものであると受けとめておりますので、まず、その市の正確な条例理解を知っておきたいと思い、質疑させていただきます。

まず1点目、自治体等による公園施設が設置されている状況について。

初めに端的に聞いておきますが、太宰府市歴史スポーツ公園で社会体育用倉庫として利用されている物置は、監査からも不適切な占有と指摘を受けているものですが、これらはこの条例提案にいう公園施設に該当すると解釈しているのかどうか。イエスかノーかで答えていただくと助かります。

また、これ、自治会等となつてはいますが、自治会以外にどのような団体が公園施設を設置しているのか、列挙してほしいと思います。

さらに、現在公園施設として上げられているものとされているものの設置もしくは管理がなされている公園はそれぞれ幾つあるのか。そのうちでも特に整地された駐車場を有する公園については、大きめの公園ということですね、名前を挙げていただきたい。

そして、設置されている公園施設の数に合わせて幾つあるのか。都市公園法第2条第2項、また都市公園法施行令第5条に細かく規定がありますが、その分類に従って個数を示していただきたいと思います。先ほども言いましたように、整地された駐車場を有する公園については個別に数字を上げていただきたい。

2点目ですが、許可権限を明らかにするためというふうに説明されたことについて。

提案理由においては、許可権限を明らかにする、その前提条件として、先ほどお尋ねした公園施設に言及がなされています。当然これらは許可の対象案件となり得ると説明されたを受けとめています。

そこで、この点について確認しておきたいのですが、議案第15号は、今まで無許可であった列挙していただく公園施設と定義され得るものについて、遡及的に現状を追認するような形で申請があれば許可をしていこうと、そういう趣旨の条例の提案なのかどうか。

また、実質的には同じ質問でもありますが、市は条例に定めがないためにこれまでこれら公園施設が明示的な許可を得ることができなかつたと理解しているように条例提案を受けとめまされども、つまり自治会等が設置している公園施設は、受けられるはずの許可を今まで得られなかつた。それは、市の条例体系に落ち度があつたと考えてのこの提案なのか。これも、イエスかノーかの答えになるかと思うので、答えていただきたいと思います。

なお、全く異なる意味合いで許可権限を明らかにするというのであつたのであれば、それを説明していただきたいと思います。

3点目、設置を許可するその公園施設と、またその設置、管理を申請するものの要件につい

て、これも提案理由説明の中にありましたが、現状に鑑み、以下の2つの条件、今後についても適用すると解釈することができるのかどうか。具体的に言うと、引用になります、公園管理者がみずから設け、または管理することが不適當または困難な場合、もしくは公園施設として設置することが機能の増進に資すると認められる場合、こういうふうに説明されています。

そこで、この点に関する質問ですけれども、この2つの条件は、今後の新規申請の場合の条件と理解していいのかどうか。また、列挙されたこの2つの許可要件は、都市公園法第2条第2項のことを指すと考えてよいのかどうか。少し細かい質問がありますけれども、ご回答をよろしくお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おはようございます。笠利議員の質問に私から回答させていただきます。

今、笠利議員のほうから、まず1点目、自治会等による公園施設が設置されている状況の中で、まず1点目、条例改正の、この条例改正の提案に公園施設に該当していると解釈しているのかということのイエス、ノーでということですので、イエスということでの、はいというんですか、回答をさせていただきたいと思います。

2点目、自治会等というが自治会以外にどのような団体が公園施設を設置しているのかにつきましては、文化スポーツ団体などが設置してあるということです。

3点目、現在公園施設とされるものの設置もしくは管理などがされている公園が幾つあるのか、また整地された駐車場を有する公園についてということでご質問ですが、実は公園施設の設置もしくは管理がされている公園につきましては、今調査中ではございますが、今現在では3カ所あるというふうに捉えております。それと、駐車場を有する公園につきましては、梅林アスレチックスポーツ公園、歴史スポーツ公園など5カ所あるというふうに捉えているところでございます。

それと、あと4点目、また設置されている公園施設は合わせて幾つあるのかということに関しましては、実は笠利議員のご質問の中にも都市公園法第2条第2項に公園施設の種別が1から9までありまして、非常に細々といいですか、もちろん修景施設からあと公園施設、管理施設等々細々ありますので、そこの全てを公園、太宰府市内で137ありますけれども、全てで、済みません、まだ調査をしておりませんので、ここの回答につきましては、またわかり次第回答させていただきたいというふうに思います。

あわせまして、整地された駐車場を有する公園ということでありましたので、先ほど申しましたように、5カ所あるということでの回答になります。

それと、2点目の許可権限を明らかにするという中で、法を遡及させるのかということの質問であったと思いますけれども、これについては、今どこの段階で遡及するのかとか、どういう手続をとるのかということは、今現在調整をさせていただいているので今後の検討といいですか、またわかり次第報告はさせていただきたいということでございます。

それと、無許可状態の責任の所在ということで、市の条例体系に落ち度があったということ
を市は考えているのかということでございますが、私自身、過去の、これもイエス、ノーだ
ということでもありますので、イエスということで回答をさせていただきたいと思っております。

3点目の設置を許可し得る公園施設及びそれを設置ないし管理する者の要件についてです
けれども、その中の1点目、この条件は今後の新規申請の場合の条件と理解してよいかとい
うことですが、これは理解してよろしいということで、イエスということで回答させてい
だきたいと思っております。

また、列挙された2つの許可要件が都市公園法第5条第2項のことと考えてよいかという
質問に関しましても、そのとおりだということで、イエスということで回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。では、再質問させていただきます。

最初の公園施設が設置されている状況に関することですが、調査中である数字につ
いては調査中ということなのでいいかと思っております。調べておいてください。必ず調べていた
だかないと困るということは後でも述べると思いますが、

そのうち、最初、具体的に言った、また懸案条項でもあろうかと思っておりますが、歴史
スポーツ公園のことなんですけれども、まずその点です。

歴史スポーツ公園に関してですが、監査からの指摘があったことはもちろんご承知のこと
だと思います。この物置は、監査の指摘によると、都市公園法第6条による公園施設以外の
工作物その他の物件または施設、それに該当するものとして、つまりは公園施設以外のもの
としてみなされて占有許可が与えられてきた、そういう経緯があるはずで、ということは、
今回、この改正条例によってその内容がそこに適用されるということは、これまで6条の
適用対象と考えられていたものを5条を適用するということになると思っております。
そのことが適切だと考えているのか、不適切なことなのか、まずそれについて1点。なぜ5条に
することが適切なのか、不適切なのかということですね。あわせて、もしそれが適切
であるというふうにお答えをされるのであれば、同一もしくは類似の施設の取
り扱いに全く同じ法令上の別の意味づけを与えるということになることになり
ますが、そのような運用を行うことは法律秩序のというんですか、恣意的な
運用ということを招きかねないのではないかと懸念します。努めて一義的に物
事を定めていくように努力するものではないかと、これは一般人の理解です
けれども、考えるので、そういう疑問を持ちました。

そこで、もし適切だというお答えであるのであれば、一般論として、実態が
変わることはない同一の物件に法令上別の定義を与えることは法律の運用上、
市としては可能なことと考えているのか、不可能なことと考えているのか、
そこをはっきりお答えいただきたいと思います。でないと、審議が難
しくなるような気がしますが、議論として。

また、もし一般論としては不可能だというふうに考えておられるのであれば、では、なぜ歴史スポーツ公園に関しては可能となるのか、特殊な事情があるのかどうか説明をしていただきたいと思います。

あわせて、占有が可能と認め得る物件の持つ公園内の施設としての性格について確認をしておきたい。おおよそ占有使用、先ほど言いましたように6条の対象として取り扱われてきたような倉庫のようなものです、おおよそ占有使用を必要とする施設は公園施設とは言えないのではないかという疑問があります。占有とは、排他的な使用と同義と考えてよい。だとすれば、公園が本来持っている公共性と矛盾します。公園施設とは、法と施行令で限定的に定義されているのですが、それを見ると全て一般市民の利用を想定していたものと考えられます。また、さらに都市公園法の運用指針を見ると、第三者が管理する公園施設、つまり5条が対象とする公園施設です、第三者が管理する公園施設は一般公衆の利用に供するものであると明記されています。

○議長（陶山良尚議員） 笠利議員、申しわけないですけども、端的に質疑をお願いいたします。

○5番（笠利 毅議員） はい。端的に言いますが、議論上、前提条件が必要なので省くわけにはまいりません。次が端的な部分ですけども、占有施設を公園施設として第三者に設置管理させることは都市公園法の趣旨に反するのではないか。反する、反せず、どちらかで回答していただきたいと思います。これが1点目に対する再質問です。

2点目、長くなるので、場合によっては言い直しますので。2点目についての再質問です。

市の条例不備による公園施設が無許可の状態で開催されていると、この状態を条例改正で解消したいというふうに考えていると理解していいご回答だったと思いますけれども、であるならば、先ほど数は調査中ということでしたけれども、まず、全ての事例について付託されるべき委員会の質疑に際して詳細な説明を行う予定があるのかどうか。というのも、法を遡及適用するに当たっては、強度の公益性が存在する必要があると一般には考えられていると思います。既に適用対象が、調査中とはいえ、一定程度絞り込まれていると思いますので、議会審議に当たって個々の事例について強度の公益性を説明する必要があると思います。それをしないというのであれば、法の遡及性の原則を著しく侵すことになるのではないかと考えますが、万が一具体的な事例についての、ここを端的に聞くと、具体的な事例について説明を行う予定があるかどうか、イエスカノーかです。もししないというのであれば、法の不遡及の原則を犯すことになるか考えるか考えないか。先ほど遡及の時期を調整するということがあったので、遡及適用する予定ではあるということだと思います。ということは、強度の公益性というものを明確に説明する必要があるのではないかと思います、明示的に答えをいただきたいと思いません。

3つ目のことに関して、公園施設とまたそれを設置管理することが許可され得るべきものの要件に関することですが、今回、これはいいですか、5条を改めて適用するということについて

て改めて聞きますが、この倉庫、歴史スポーツ公園の倉庫あるいは倉庫群が条例による公園施設に参入されるということが適切なのか不適切なのか。占有されていた施設が公園施設に数え直されることが適切なのか不適切なのか、その点を答えていただきたい。

あわせて、もしそれが適切であるというお答えであるのであれば、一般論として、これはあくまでも一般論としてですが……あっ、失礼しました。これ、間違えました。ごめんなさい。

○議長（陶山良尚議員） 笠利議員。笠利議員、ちょっと質疑というか、これ、一般質問になっていますんで、ちょっとその辺考えていただかないと許可することができませんので。

○5番（笠利 毅議員） 議長。ただし、あくまでも条文の解釈の問題として限定して聞いているので、一般質問とは性質が異なるのじゃないかと考えております。

○議長（陶山良尚議員） いや、それなら端的に、本当質疑ですから端的にさせていただかないともうできませんので、それは許可は。

○5番（笠利 毅議員） はい、失礼いたしました。

3点目、端的にこれは伺います。

先ほど前提条件、2つに関して質問いたしました、その2つ目です。法律による2つの条件であるということでしたけれども、都市公園法第5条第2項は、提案理由説明にいうところの、公園施設として設置することが機能の増進に資すると認められる場合等と、「等」というものが付加されていますけれども、法律には「等」が含まれていません。なぜ「等」を入れて説明を行ったのか。その点を説明していただきたい。

さらに、では、端的に少し前提は省きますけれども、省くの難しいんですが、この2つの条件は、1つ目は、市では不可能か不十分な場合には許可を行うと、2つ目は、市が行うよりも第三者が行ったほうが公園機能が増進される場合と、法律ではそういうふうになっています。ただし、提案理由説明では、1番目は同じなんですけれども、2番目、2番目は、その施設があったほうが機能が増進する、便利になる場合というふうに読めます。法律では、2番目はどのような団体が申請し、設置管理することができるのかという内容ですけれども、提案理由説明では、その施設があると機能が増進する場合と内容が異なっているように思われます。したがって、この条例の提案説明の第2番目の条件は、都市公園法の定めにも適合していると考えているのか。それを指しているとは先ほどご回答がありましたので、指してはいる、だったら適合しているのかという、これは確認の質問です。

もう一つ、同じ理由に関して。市は、「公園施設として」と、法律にはない、「として」という表現をつけて説明を行っています。公園施設として設置することが機能の増進が図れるということであるならば、これは公園施設ではないものを公園施設として設置することを許可すれば機能が増進されるというふうに、先ほど占有物件と公園施設ということの区別について言及しましたが、そういう背景があることを思うと、そのような意味で提案理由、説明理由が法律の文言と変わったのではないかと考えられます。そこで、なぜ「として」という言葉を付加しなければ説明ができないのか、その点をお答えいただきたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご回答申し上げます。

まず、最初の自治体等による公園施設の設置状況についての回答の中でのご質問です。

まず、都市公園法の6条に関してのご質問だったと思いますが、都市公園法6条に関しましては、いわゆる占用、もう笠利議員ご存じだと思いますが、占用に関する都市公園法の法律だと思います、6条、7条です。ただし、私どもとしては、占用というのは、非常に都市公園の中で占用するというのは6条、7条の中で限定をされているということがございます。そこで、都市公園法の6条、7条の占用には倉庫ということが書いてないということがございまして、今回私ども都市公園法の中の公園施設として、先ほどから笠利議員もおっしゃっていただいているように、公園の使い方の増進を図るためには、都市公園法の第5条を適用して公園施設として設置するというのを私どもとしては考えているので、逆に今までの占用では許可が出せなかったというふうに捉えているところでございます。それで、今回都市公園法5条で適切にさせていただくということで考えているところでございます。

それと、特殊な事情があるのかということですが、ただ、太宰府市内の公園を私ども今回調査をさせていただく中で、やはり複数箇所、倉庫の設置がしてあったということもございまして、そこも見ながら、やはり公園施設を設置していただくことで公園の機能の増進につながるというふうに判断をしていくためにも、今回この条例改正をさせていただいているということでご理解いただければというふうに思っています。

1点目は大体そういうところです。

それと、あと2点目に関して、許可権限を明らかにするという点に関しての質問で、条例の不備とか条例改正で正したいということもありますが、まずは建設経済委員会の中で十分に説明のほうは尽くしたいというふうに考えているところでございます。

それと、あと3点目、要件に関してで、文言として「等」という文字が入っていることと、あと「として」ということで、やはりそこに意味合いがあるんじゃないかということですが、実は特に意味合いがございませんで、条例を今回、市長、提案理由をさせていただくときに際して、口語体に変えてというか、そういう形で私どもが提案理由の説明に書かせていただいているという状況でございます。そういうところで、誤解といいますか、そういう読み取り方をされたというので、その辺は申しわけございませんでした。条文どおりに書くということは、私ども今後、以後気をつけていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 口語体に直されること自体は構わないのですが、ただし、少なくとも条文を比較する限り、条文とは明らかに違う内容と言わざるを得ない。

○議長（陶山良尚議員） 笠利毅議員。笠利議員、ちょっと……。

○5番（笠利 毅議員） 重ねて質問いたします。

○議長（陶山良尚議員） ちょっと申し上げますけれども、自分の考えがそういうこと、質疑の中に入っていますから、それは質疑ではございませんので。

○5番（笠利 毅議員） わかりました。判断は省きます。ちょっとお待ちください。

1点目に関する質問、答えていただいている部分もありますが、じゃあそこは省きましようか。

2件目、許可権限を明らかにするという点に関して、もう一つ確認しておきたいと思いません。

歴史スポーツ公園の倉庫等も申請対象と規定され得るというご回答であったかと思えます。そこで、許可権限に関する点なんですけれども、先ほど申しましたとおり、公園施設というふうに今回、以前は占有許可できる、できないといった問題だったものが、公園施設として改めて取り扱いたいということであったかと思えます。そうすると、今回この条例を改正することによって市が許可を与えることができるようにするという目的で提案をしたというふうに理解しますが、そうですね、じゃあそれだけの質問にとどめておきましょう、許可を与えることができるようにするために条例を改正したと、するということでもいいんですね。確認です。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご回答申し上げます。

改正をしている都市公園の中で現状を見て、やはりほかの歴史スポーツ公園を初めほかの公園もその設置がしてあることも含めて、まずは今まで占有していたもの、占有の許可とか、あと占有を認めていたものを今回きちっと公園施設としてやるということですが、許可を与えるためというよりも、やはり実際に申請していただいて、それがどういうふうな目的で、趣旨で建てられているかというのは今回条例を改正させていただく中に、もちろん申請者とか住所とかの中に入れてそういう目的等も書いてございますので、全て今後でもですけども、やはりきちっと内容を精査しながらということは今後はやっていく必要はあるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第15号についての質疑を終わります。

議案第6号から議案第12号までは総務文教常任委員会に付託します。議案第13号及び議案第14号は環境厚生常任委員会に付託します。議案第15号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17と日程第18を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第17、議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」及び日程第18、議案第17号「令和元年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第16号は各常任委員会に分割付託します。議案第17号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 意見書第1号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書

○議長（陶山良尚議員） 日程第19、意見書第1号「I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

[17番 村山弘行議員 登壇]

○17番（村山弘行議員） 日程第19、意見書第1号「I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由にかえさせていただきたいと思います。

理由につきましては、カジノ解禁により、ギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破綻や治安悪化も懸念され、さらに暴力団対策上の問題やマネーロンダリング対策上の問題も看過できないためであります。

それでは、提出者は、私、村山弘行、賛成者は太宰府議会議員の徳永洋介議員であります。

I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書。

2016年12月、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるI R推進法の成立を受け、2018年7月には特定複合観光施設区域整備法、I R整備法が成立、政府はI Rを成長戦略の目玉として位置づけるとともに、現在一部の自治体においては誘致の検討が始まっている。

しかしながら、日本世論調査会が昨年12月に実施した世論調査では、反対が賛成を上回っており、カジノ解禁に対する国民の理解は得られていない。

そもそも法務省は、賭博が違法とされないためには、8点の考慮要素が必要との立場であります。しかし、政府は、総合的に制度全体を観察、考慮すればよいとするばかりで、違法性の阻却について説明責任を果たしているとは到底言えないものであります。収益の使用を公益性のあるものに限る、運営主体は官またはそれに準じる団体に限るという要件に照らしても、民設民営、民間賭博の解禁は違法性を免れることはできない。

さらに、カジノ解禁によりギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破綻や治安悪化も懸念される。暴力団対策上の問題やマネーロンダリング対策上の問題も看過できない。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

一つ、I R推進法及びI R整備法を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先については、関係大臣でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月9日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~